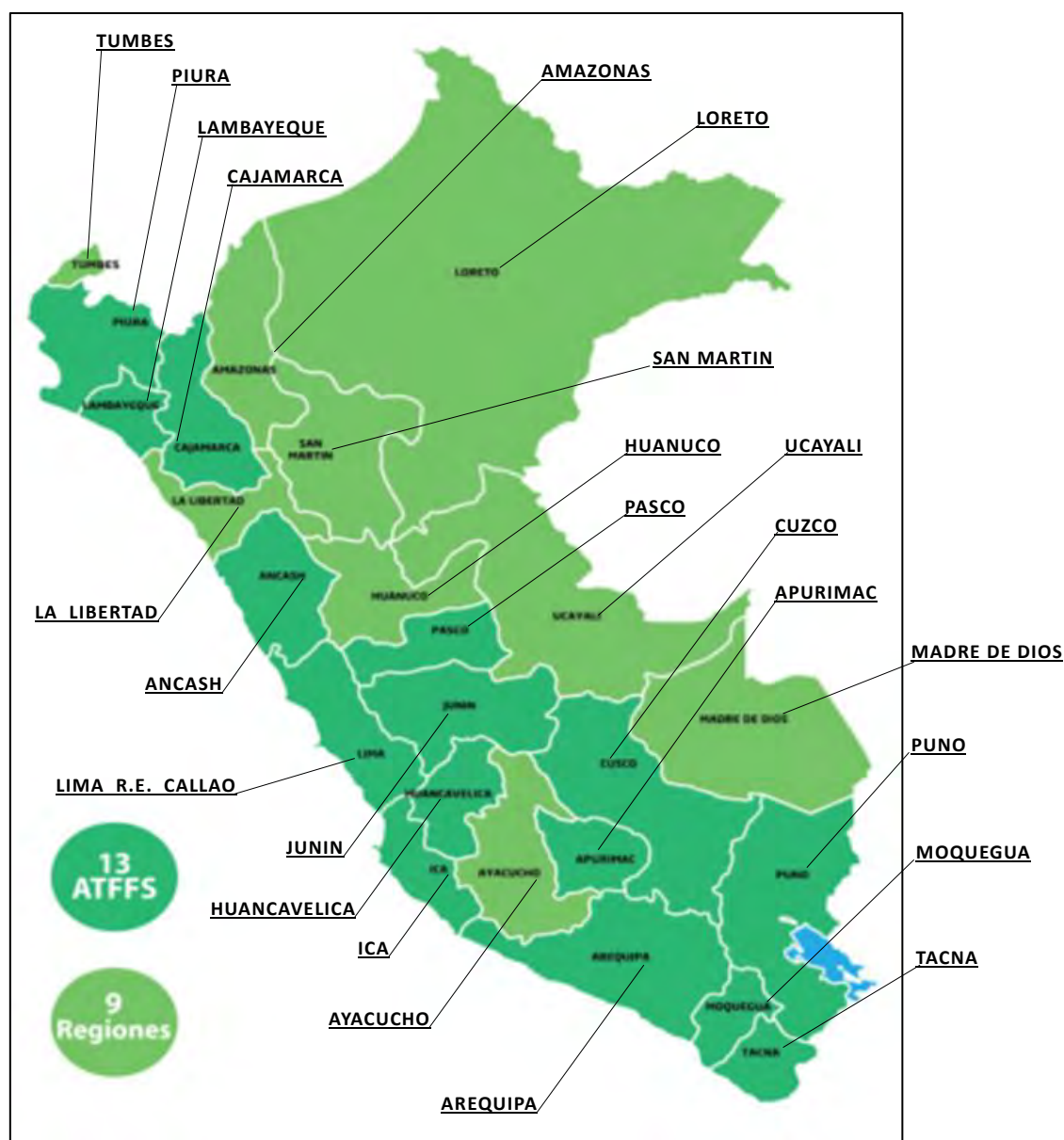


の流通を確認する州政府の森林・野生動物局、そして森林管理の現場検証を実施する OSINFOR が挙げられる。

ただし、森林・野生動物局はすべての州政府に設立されたわけではない。ペルーでは、地方分権化の一環として、2006 年から中央政府の森林管轄権と機能の州政府への委譲が始まったが、2017 年 9 月時点では、ロレート州、ウカヤリ州、サン・マリティン州、マドレ・デ・ディオス州など 9 州で州森林・野生動物局が設立された。その他の 15 州では SERFOR の森林・野生動物技術局（Administraciones Técnicas Forestales y de Fauna Silvestre : ATFFS スペイン語略称）が州の森林行政を担当する（図 4.5.1）。



※薄緑の州が州森林・野生動物局の設立された州
出典：SERFOR 提供資料

図 4.5.1 州政府森林・野生動物局（ARRAS）と SERFOR 森林・野生動物技術局（ATFFS）

2) 関連法令及び必要書類等

(1) 合法的な伐採権

① 土地所有権

木材を目的とした一次林（Bosque natural primario）と二次林（Bosque secundario）の伐採は、土地所有タイプに基づき、2011年に制定された森林・野生動物法（Ley Forestal y de Fauna Silvestre Ley N° 29763）と関連規則³にて4つの様式が定められる（表 4.5.4）。

表 4.5.4 一次・二次林の伐採権の様式

伐採権	土地所有権と伐採様式
森林伐採コンセッション	・ 公有地における生産林（一次・二次林）の伐採利用権。 ・ 面積：5,000～40,000ha ・ 州政府が公共入札を通じて発行する。コンセッション期間は40年間（延長可能）
先住民・地域住民が集団的に所有する森林における伐採許可	・ 森林の所有権をもったコミュニティに対する伐採許可。州政府森林・野生動物局が発行する。 ・ 管理計画と総会の議事録（申請者の代表性とコミュニティの総意を証明する）が申請には必要。 ・ 伐採業者がコミュニティと契約して伐採する場合がある。 ・ 販売を目的としないコミュニティ内の消費には許可は必要ない。
私有地の森林伐採許可	・ 私有地における森林の伐採許可（州政府森林・野生動物局が発行）。 ・ 管理計画は、隣接する複数の私有地を含めてよい。
ローカル・フォレスト管理契約	・ ローカル・フォレストは、地域住民が近隣の森林資源を利用できるように公有地に設定された森林。 ・ 郡政府または森林利用者が郡政府を通じて州政府森林・野生動物局に申請する。

表 4.5.4 に示すような、法的に森林資源へのアクセス権が与えられた個人・法人及び様式を“Título habilitante”と称する。

また、ペルーには約 600,000ha に及ぶ木材用プランテーションがあり、中南米で第3位の面積である（Traffic, 2014）。木材用プランテーション・コンセッションは、一次・二次林が存在しない公有地においてゾーニングに基づき、州政府森林・野生動物局がライセンスを発行する。コンセッション・ライセンスは40年間の期間であり、更新可能である。一方で、私有地、または地域コミュニティが所有する土地でプランテーションを造成するには許可は必要ない。

森林から農地への転換については、森林・野生動物法第38条で規定され、SERFORと該当する地方政府の承認によって可能とされる。私有地の森林を農地に転換する場合には、州政府森林・野生動物局の承認が必要となる。違法な土地利用転換による木材生産が指摘されるが⁴、その量等の詳細は明らかでない。

³ 森林・野生動物法（Ley Forestal y de Fauna Silvestre Ley N° 29763）<http://www.serfor.gob.pe/wp-content/uploads/2016/03/LFFS-Y-SUS-REGLAMENTOS.pdf>

⁴ 聞き取り調査：Excelsa（2017年8月13日）

② コンセSSION・ライセンス

コンセSSION制度は、2000 年 6 月に改正（2002 年に法施行）された森林・野生動物法によって森林管理・利用モデルとして開始された（Ministry of Environment, 2014）。コンセSSIONには、伐採コンセSSION、非木材林産物コンセSSION、エコツーリズムと保全コンセSSION、プランテーション・コンセSSIONがあり、州政府が発行する。木材コンセSSIONには、永続的生産林内における 5,000ha から 40,000ha の森林伐採権が与えられ、ライセンスの期間は 40 年間で、更新が可能である。

伐採コンセSSIONは、2012 年の時点で 588 のライセンス（合計約 740 万 ha）が発行された。

ペルーでは、伐採コンセSSIONのほか、先住民族やコミュニティが集団的に所有する森林が重要な木材生産の現場となっている。伐採コンセSSIONよりも総面積が大きいことから（表 4.5.5）、木材供給源としてのポテンシャルは高いと考えられる。一方で、所有者である先住民族グループや地域コミュニティが利用権を行使し、便益を得るために必要な能力や資源の不足が指摘される。法制度や必要手続きを理解する他、森林を利用するための投資能力やインフラストラクチャー、人材が不可欠である。さらに、彼らが外部者と契約して森林管理計画策定や伐採を外注する、または木材輸送に中間業者を利用する場合には、公平な契約を結ぶための知識と交渉力が課題となっている⁵。

表 4.5.5 州毎の木材コンセSSION面積と先住民族・地域コミュニティの所有する森林の面積（1,000 ha）

	ロレート州	サン・マルティン州	ウカヤリ州	マドレ・デ・ディオス州	その他州	合計
伐採コンセSSION	2,765	554	2,557	1,275	329	7,480
集団的森林（先住民族、コミュニティ）	6,116	318	2,396	457	4,316	13,602

出典：FAO（2012）

② 森林管理・伐採計画

すべてのタイプのコンセSSIONと森林利用許可には、森林管理計画の提出が必要である。森林・野生動物法と森林管理規則によって、施業サイズに基づき策定の必要な管理計画が規定される。

- 森林管理基本計画（Plan General de Manejo Forestal：PGMF スペイン語略称）：対象地域すべてを含む長期的な森林管理計画。5000ha 以上の面積に適用され、400ha または 500ha の伐採区画（Parcelas de Corte）から構成される。森林コンセSSIONの場合、コンセSSION・ライセンスの期間の全範囲の管理計画となる。SERRFOR の承認を受けた森林技術者団体（Colegio ingeniero forestal）に登録された森林技師（Regente forestal）によって策定される。
- オペレーション計画（Plan Operativo：PO スペイン語略称）：1 から 2 つの伐採区

⁵ 聞き取り調査：Bozovich Peru（2017 年 8 月 8 日）；WWF Peru（2017 年 8 月 17 日）

画を対象とした短期的な（1年から3年間）森林管理計画。森林管理基本計画が承認された後に策定され、伐採許可の申請に必要な計画書。森林インベントリーに基づき、森林技師によって策定される。オペレーション計画には、伐採する樹木の情報（樹種名、胸高直径、位置情報）⁶が含まれる。

- 中規模森林管理計画(Plan de Manejo Forestal Intermedio):対象面積 5,000ha 以下、年間伐採量が 2,500m³ 以下の森林施業に適応される管理計画。コンセッション・ライセンスの期間の全範囲の管理計画であり、オペレーション計画も含まれる。森林技師によって策定される。
- 管理ステートメント (Declaración de Manejo: DEMA) : 年間伐採量が 650m³ 以下の小規模な森林施業に適応される管理計画。アグロフォレストリーシステムで木材を搬出する際にも適用される。策定には森林技師は必要ない。

私有地や集団的所有地の森林プランテーションの場合には、管理計画の提出や政府機関の承認は必要ない。一方で、公有地の森林プランテーションの場合には、そのサイズに応じて森林プランテーション管理計画、若しくは管理ステートメントの提出が求められる。

④伐採許可

オペレーション計画または中規模森林管理計画や管理ステートメントそれぞれのガイドラインに基づき、州政府が伐採許可を発行する。伐採許可の判断は提出書類の審査だけであり、伐採予定地の事前検査は行われず。このため、実際には存在しない樹木がインベントリーに記載され、実際の伐採量よりも多い伐採量がオペレーション計画に記載されるなど虚偽情報が伐採計画に含まれるケースがあり、対象地域外部から伐採された違法木材が混入する余地が生まれる⁷。ただし、ワシントン条約 (CITES) 付属書で指定された樹種が森林伐採の対象である場合、SERFOR は州の森林・野生動物局と協力し、オペレーション計画を承認する前に、伐採予定地の検査を実施する。

森林・野生動物法と関連規則により、州政府は、森林管理計画等の承認日から 15 日以内に OSINFOR と SERFOR に報告し、文書を共有することが規定される。しかしながら、州政府による他の機関との情報共有、特に OSINFOR に対する報告と文書共有のタイミングには課題が残る⁸。その結果、SERFOR が森林施業の全体像を把握できない、また OSINFOR の現場検査が遅れるといった問題を引き起こす。

(2) 納税と使用料支払

①ロイヤルティの支払と伐採手数料

森林・野生動物法の規則第 70.2 条により、伐採コンセッション及びその他の伐採許

⁶ すべての森林管理計画が GPS を利用しているわけではなく、樹種の位置情報については、基準線から何メートルという表示をしているオペレーション計画もある。

⁷ 聞き取り調査：EIA (2017 年 8 月 11 日)

⁸ 聞き取り調査：OSINFOR (2017 年 8 月 17 日)

可の場合、年間支払い料は、伐採量と 5 つに分類された伐採樹種の経済的価値に基づいて計算される（表 4.5.6）。

表 4.5.6 樹種の経済的価値に基づく伐採手数料

カテゴリー		2011 年における伐採手数料 (m ³ あたり) (米ドル換算)
A	高価値がある	17.86
B	価値がある	10.71
C	中レベル	1.43
D	経済的潜在性あり	0.71
E	その他	0.36

出展：FAO（2017）

先住民族や地域コミュニティによる内部利用を目的とした伐採には、伐採手数料は徴収されない。また、同規則第 340 と 341 条により、森林管理計画が FSC 等の森林認証を受けている場合は、年間支払い料の 25%が免除される。

森林行政機能が州政府に委譲されたロレート州、ウカヤリ州、サン・マルティン州、マドレ・デ・ディオス州等では州政府が手数料を徴収する。徴収された手数料は、伐採場所が位置する州及び郡政府、及び手数料を徴収する機関（州政府森林・野生動物局または SERFOR）、OSINFOR にそれぞれ 50%、25%、25%分配される（FAO, 2017）。

②付加価値税とその他売上・販売税

丸太や製材など木材製品等が販売される際に 18%の販売税（Impuesto General a las Ventas：IGV スペイン語略称）が課せられ、請求書に記載される。なお、アマゾン地域への投資を促進するために、ロレート州、ウカヤリ州、マドレ・デ・ディオス州等では販売税は課せられない。ただし税申告は行う必要がある。先住民族グループなど、税申告手続きを理解していない場合があり、罰則金を請求されるケースが報告される（NEPCon, 2017）。

③収入及び利益税

収入及び利益税に関する制度が遵守されているかどうかを監督するのは SUNAT である。

収入税は、収入税法（Ley de Impuesto a la Renta）⁹ によって規定され、コンセッション・ホルダーや先住民族グループに課せられる。なお、アマゾン地域への投資を促進するために、ロレート州、ウカヤリ州、マドレ・デ・ディオス州等では、一定の条件を満たす団体や個人には減税が適用される¹⁰。

⁹ 収入税法（Texto Único Ordenado de la Ley de Impuesto a la Renta）：
<http://www.sunat.gob.pe/legislacion/renta/tuo.html>

¹⁰ SUNAT：<http://www.sunat.gob.pe/legislacion/oficios/2000/oficios/o1142000.htm>

(3) 伐採施業

① 林業（木材伐採）規則

伐採施業については、森林管理計画ごとに SERFOR がガイドラインを策定しており、伐採施業等が規定される：

- 森林管理基本計画策定ガイドライン（Lineamientos de elaboración de Plan General de Manejo Forestal）
<http://www.serfor.gob.pe/lineamientos/lineamientos-de-elaboracion-de-plan-general-de-manejo-forestal-y-plan-operativo-para-concesiones-forestales-con-fines-maderables>
- オペレーション計画策定ガイドライン（Lineamientos de elaboración de Plan General de Manejo Forestal y Plan Operativo para Concesiones Forestales con Fines Maderables）
<https://www.serfor.gob.pe/wp-content/uploads/2016/07/RESOLUCI%3%93N-DE-DIRECCI%3%93N-EJECUTIVA-N%3%93c2%ba-046-2016-SERFOR-DE.pdf>
- 中規模森林管理計画策定ガイドライン（Lineamientos para la elaboración de planes de manejo forestal intermedio para el aprovechamiento de productos diferentes a la madera）
<https://www.serfor.gob.pe/wp-content/uploads/2016/04/RESOLUCI%3%93N-DE-DIRECCI%3%93N-EJECUTIVA-N%3%93c2%ba-013-2016-SERFOR-DE.pdf>
- 管理ステートメン策定ガイドライン（Lineamientos para la elaboración de Declaraciones de Manejo en Contratos en Cesión en Uso Bosques Residuales o Remanentes）
<http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/per152737.pdf>
- 森林プランテーション登録のためのガイドライン（Lineamientos para la Inscripción de las Plantaciones Forestales en el Registro de Plantaciones Forestales）
<http://www.serfor.gob.pe/lineamientos/lineamientos-para-la-inscripcion-de-las-plantaciones-en-el-registro-nacional-de-plantaciones-forestales-y-sus-anexos>

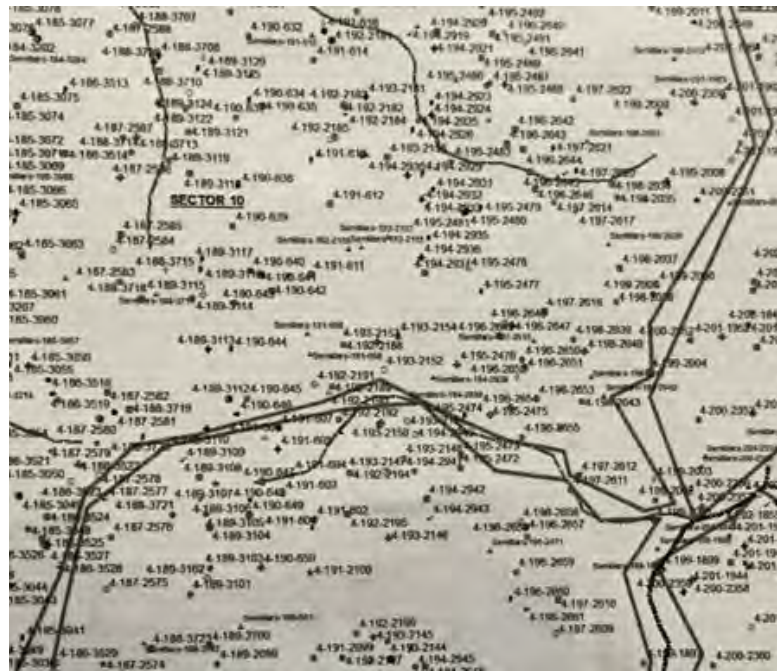
これらのガイドラインは、管理方法（伐採方法、伐採サイズ、更新方法、保全、林道）を決定するために検討すべき要因を示す。

伐採コンセッションにおける天然林伐採施業（択伐）のプロセスを以下に示す：

A. 森林管理基本計画とオペレーション計画

森林管理基本計画とオペレーション計画は、提出から 60 営業日以内に州政府がその承認（または不承認の）結果を知らせる。州政府から伐採許可を受けるためには、1 年から 3 年間の森林管理計画であるオペレーション計画を提出する必要がある。オペレーション計画には、伐採予定樹木の位置情報と個体番号が含まれる（写真 1）が、個体番号はオペレーション計画毎に付与されるため¹¹、異なるオペレーション計画間で同じ番号の木が存在することになる。

¹¹ オペレーション計画における参照番号のつけ方：例 1-1-1：最初の 1 は伐採区画番号、2 番目の 1 は伐採区画を区切る線の番号、3 番目の 1 はその線における樹種番号を示す。



出典：IMAZA S.A (2017)

図 4.5.2 オペレーション計画における伐採予定樹木を示した地図
(IMAZA S.A コンセッション、ロレート州)

B. 樹木の伐採

オペレーション計画で示された伐採予定樹木の位置を探索し、個体番号を記したタグをつける (図 4.5.3)。



図 4.5.3 伐採予定木 (IMAZA S.A コンセッション、ロレート州)

伐倒したら根株にも個体番号を記したタグを打ち付け（写真3）、伐倒木の元口にペンキで個体番号を記載し（写真4）、根際直径と長さ（玉切りした際は末口までの長さ）を野帳に記載する。



図 4.5.4 伐採後に切り株に付けられた個体番号
(IMAZA S.A コンセッション、ロレート州)



図 4.5.5 ペンキで個体番号が記載された伐倒木の元口
(IMAZA S.A コンセッション、ロレート州)

また、森林管理規則第 202 条には、コンセッション所有者等の Título habilitante による森林管理が森林・野生動物法を遵守しているかどうかについて、OSINFOR によって 5 年ごとに監査を受けることが定められる。OSINFOR は、リマの本部の他、戦略的に主要な州に 7 つの地方事務所（Oficina Desconcentrada）¹²を設置し、40 人が監督官として伐採現場に赴き検査を行う。現場ではオペレーション計画通りに樹木が伐採されたかを、伐採後に切り株に付けられた個体番号、樹種、サイズ等によって確認する。森林管理規定第 18 条により、OSINFOR は、以下の違法な活動に対して、罰則金を課し、また森林利用許可を停止する権限を持つ。

- 森林伐採について州政府森林・野生動物局に虚偽の情報を報告する。
- 許可されていない資源を搬出する。
- 許可されていない土地利用を実施する。
- 環境や生物多様性に深刻なダメージ、またはリスクを引き起こす。
- 伐採手数料を支払わない。
- 許可された以外の活動を実施、または管理計画に示された投資・努力を行わない。

OSINFOR による現場検査は、平均で年間約 600 回実施され、伐採された森林面積の約 30%をカバーすると推定される¹³。検査対象となる森林管理を選択する基準は、大統領決議 N° 028-2013- OSINFOR（Resolución Presidencial N° 028-2013-OSINFOR¹⁴と大統領決議 N° 028-2015-OSINFOR（Resolución Presidencial N° 028-2015-OSINFOR）¹⁵によって規定される。また SERFOR や SUNAT、環境検察局（Fiscalia Especializada en Materia Ambiental）、ペルー国家警察、Título habilitante からの申請の他、苦情も考慮される。

一方で、OSINFOR が適切に森林伐採後の現場検査を行うためには、人材・予算・他政府機関との調整不足が課題として挙げられる¹⁶。承認された森林管理計画は 15 日以内に OSINFOR に報告・共有することが規定されるが、多くの場合、情報共有は遅れるか、行なわれない（OSINFOR, 2016）。その結果、OSINFOR が国レベルで森林管理・伐採の全体像を把握することが困難となっている。さらには、現場検査によって森林伐採の違法性が判明しても、すでに木材が海外に輸出されていた場合も報告される¹⁷。

OSINFOR は、森林伐採後の現場検査の結果を分析し、ウェブサイト“OSINFOR—SIGO”（<http://www.osinfor.gob.pe/sigo/>）で一般に公開する（エラー！参照元が見つかりません。）。現場検査を受けた森林管理は、評価に基づき緑リスト（Lista Verde）と赤リ

¹² OSINFOR の地域事務所はウカヤリ州、ロレート州、サン・マルティン州、マドレ・デ・ディオス州、フニン州等に設置される。

¹³ 聞き取り調査：OSINFOR（2017 年 9 月 14 日）

¹⁴ 大統領決議 N° 028-2013- OSINFOR :
http://osinfor.gob.pe/portal/data/recurso/archivos/RP_028_2013.pdf

¹⁵ 大統領決議 N° 028-2015-OSINFOR :
http://osinfor.gob.pe/portal/data/recurso/RP_121_2015_OSINFOR.pdf

¹⁶ ロレート州の森林面積は 2.6 千万 ha だが、OSINFOR 監督官は 6 人である。現場検証は 1 つの伐採現場（500～700ha）につき 5 日から 8 日程度かかる。ただし、私有地などの面積的に小さい管理計画は 2～3 日ですむ。現場検証は、基本的に 4 人体制（OSINFOR 監督官、技術アシスタント、作業員、料理人）（聞き取り調査：OSINFOR ロレート州事務所、2017 年 8 月 16 日）

¹⁷ 聞き取り調査：OSINFOR（2017 年 9 月 14 日）

スト（Lista Roja）に分類される。赤リストに載るのは、木材の違法性リスクが高いと評価された森林管理である。許可がないのに伐採された樹木の本数・種類・伐採量の割合及び環境インパクトの4つが選択基準であり、現場でのサンプリング調査に基づいて評価される¹⁸。

緑・赤リストでは、合法的な森林管理と非合法性のリスクが高いと評価された森林管理の Título habilitante 名、コード、オペレーション管理番号、場所やその他詳細情報が公開される。

PCM Perú

SIGO SISTEMA DE INFORMACIÓN GEOGRÁFICA DEL PERÚ

Recomendaciones para el uso del OBSERVATORIO OSINFOR

Califica a los planes de manejo de los títulos habilitantes en base a los resultados de la supervisión en campo y/o fiscalización del OSINFOR, con la finalidad de coadyuvar al comercio legal de la madera.

¿Qué información muestra?

Planes de manejo forestal de los títulos habilitantes supervisados por el OSINFOR de las siguientes modalidades:

- Concesiones forestales maderables.
- Concesiones forestales no maderables con planes complementarios maderables.
- Concesiones de forestación y/o reforestación.
- Permisos forestales en comunidades nativas y campesinas.
- Permisos forestales en predios privados.
- Contratos de administración en bosques locales.

¿Cómo se califican los planes de manejo forestal?

Lista Roja

Representa un riesgo inaceptable, importante o moderado para el comercio legal por haberse evidenciado aprovechamiento no autorizado de los recursos forestales maderables.

Lista Verde

No representa ninguno de los riesgos de la lista roja para el comercio legal.

Tener en cuenta

- La asignación de color se realiza sobre cada plan de manejo forestal supervisado por el OSINFOR, por lo que puede existir un mismo titular en ambas listas con plan de manejo forestal distinto.
- Los resultados de la supervisión son mostrados en el observatorio desde la emisión del informe de supervisión, el mismo que es actualizado conforme se vaya generando la documentación correspondiente del proceso de fiscalización.
- Las actualizaciones son diarias y a partir de los documentos generados en 2016, en cada reporte se muestra la fecha de ingreso en el Observatorio OSINFOR.
- Todos los reportes muestran la fecha y hora de consulta.

Se deja expresa constancia que el OSINFOR no asume responsabilidad alguna por el uso o desición final que adopte el usuario dentro de la información aquí presentada.

La información proporcionada a través de las consultas en línea del SIGO, no tiene validez para ningún trámite administrativo, judicial y otros.

※OSINFOR-SIGO 内にある現場検査の報告ページ

OBSERVATORIO OSINFOR: Lista Roja

[Volver al Inicio](#)

Ingrese título habilitante o titular: [Buscar](#)

[Descargar relación de titulares](#)

N°	Titular	Título Habilitante	Modalidad	Departamento	N° POA	Inicio de Vigencia del POA	Zafra o Período	Ver detalle	Ver ubicación en el SIFOR
1	COMUNIDAD NATIVA DE SHAM	01-AMAP-MAD-ARA-DEGBFS-06-2014	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	POA 2	12/06/2015	2015-2016	Ver detalle	Ver ubicación
2	COMUNIDAD NATIVA TAYU	01-AMAP-MAD-DRA-019-11	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	POA 1	12/09/2011	2011-2012	Ver detalle	Ver ubicación
3	COMUNIDAD NATIVA TUTUMBEROS	01-AMAP-MAD-DRA-07-11	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	POA 1	27/06/2011	2011-2012	Ver detalle	Ver ubicación
4	DELGADO CARRANZA FELIX	01-AMAP-MAD-DRA-001-13	Permisos Forestales - Predio Privado	AMAZONAS	POA 1	07/01/2013	2013-2014	Ver detalle	Ver ubicación
5	COMUNIDAD NATIVA ALTO BICHANAK	01-AMAP-MAD-DEGBFS-015-2015	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	POA 1	25/09/2015	2015-2016	Ver detalle	Ver ubicación
6	COMUNIDAD NATIVA AUTUKAI	01-AMAP-MAD-FMC-2017-008	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	Declaración de Manejo	14/02/2017	2017-2018	Ver detalle	Ver ubicación
7	COMUNIDAD NATIVA CUZU CHICO	01-AMAP-MAD-DRA-05-11	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	POA 1	16/05/2011	2011-2012	Ver detalle	Ver ubicación
8	COMUNIDAD NATIVA DE NAYUMPIN	01-AMAP-MAD-DRA-028-11	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	POA 2	26/06/2013	2013-2014	Ver detalle	Ver ubicación
9	COMUNIDAD NATIVA NUEVA VIDA	01-AMAP-MAD-DEGBFS-015-2015	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	POA 1	25/09/2015	2015-2016	Ver detalle	Ver ubicación
10	COMUNIDAD NATIVA SAWIENTSA BICHANAK	01-AMAP-MAD-ARA-DEGBFS-04-2014	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	POA 1	23/03/2014	2014-2015	Ver detalle	Ver ubicación
11	COMUNIDAD NATIVA SHUSHUG	01-AMAP-MAD-DRA-05-13	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	POA 1	12/07/2013	2013-2014	Ver detalle	Ver ubicación
12	COMUNIDAD NATIVA UMUKAI	01-AMAP-MAD-DRA-013-12	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	POA 1	26/06/2012	2012-2013	Ver detalle	Ver ubicación
13	COMUNIDAD NATIVA WAWIK	01-AMAP-MAD-DRA-01-11	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	POA 1	04/04/2011	2011-2012	Ver detalle	Ver ubicación
14	COMUNIDAD NATIVA WINCHU TEMASHNUM	01-AMAP-MAD-FMC-2015-011	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	Declaración de Manejo	12/12/2016	2016-2017	Ver detalle	Ver ubicación
15	CORONEL DELGADO TEODORO	01-AMAP-MAD-DRA-006-12	Permisos Forestales - Predio Privado	AMAZONAS	POA 1	30/03/2012	2012-2013	Ver detalle	Ver ubicación
16	LOPEZ FLORES JAME	01-AMAP-MAD-DRA-07-2013	Permisos Forestales - Predio Privado	AMAZONAS	POA 1	26/06/2013	2013-2014	Ver detalle	Ver ubicación
17	LUNA CAMPOS PASCUAL	01-AMAP-MAD-DRA-06-2013	Permisos Forestales - Predio Privado	AMAZONAS	POA 1	12/07/2013	2013-2014	Ver detalle	Ver ubicación

※赤リストに分類された森林管理一覧(画面右側のアイコンをクリックすると詳細情報や地図上での位置が確認できる。

出展：OSINFOR－SIGO” (<http://www.osinfor.gob.pe/sigo/>)

¹⁸ Resolución Presidencial N° 031-2016-OSINFOR (<http://osinfor.gob.pe/wp-content/uploads/2016/04/RESOLUCION-PRESIDENCIAL-00031-2016-OSINFOR-01.1.pdf>)

図 4.5.6 OSINFOR－SIGO

森林伐採の違反を発見した場合、OSINFOR は公共省（Ministerio Publico）に報告、公共省の機関である環境検察局が調査を行い、結果に応じて司法判決が求められる。

②保護地域及び樹種

ペルーの憲法第 68 条は、生物多様性と自然保護地域（Áreas Naturales Protegidas: ANPs）の促進を国家の義務として定めており、SERFOR と SERNANP が自然保護地域及び保全樹種の監督機関としての責任を持つ。

ペルー全国には、SERNANP が管理する国立の自然保護地域が計 76(約 2.2 千万 ha) 設立され（表 4.5.7）、SINANPE（国立自然保護地域システム：Sistema Nacional de Áreas Naturales Protegidas por el Estado）と称される。

表 4.5.8 SINANPE（国立自然保護地域システム：Sistema Nacional de Áreas Naturales Protegidas por el Estado）

カテゴリー	数	面積（ha）	全自然保護地域面積 に対する割合（％）
国立公園（Parque Nacional）	14	8,170,747.54	6.20
国立保護区（Santuario Nacional）	9	317,366.47	0.25
歴史的保護区（Santuario Histórico）	4	41,279.38	0.03
国立リザーブ（Reserva Nacional）	15	4,652,449.16	3.62
野生動物保護区（Refugio de Vida Silvestre）	3	20,775.11	0.02
保護林（Bosque de Protección）	6	389,986.99	0.30
景観保護区（Reserva Paisajística）	2	711,818.48	0.55
共有リザーブ（Reserva Comunal）	10	2,166,588.44	1.38
狩猟リザーブ（Coto de Caza）	2	124,735.00	0.10
ZONA RESERVADA	11	1,505,644.96	2.74
計	76	22,591,259.73	17.26

出典：SERNANP（<http://www.sernanp.gob.pe/ques-es-un-anp>）

自然保護地域のバッファークゾーン内に位置するコンセッションの管理計画は自然保護地域の責任者による承認が必要となる（NEPCon, 2017）。また、森林・野生動物法によって、CITES で指定された樹種が森林伐採の対象である場合、SERFOR が州森林・野生動物局と協力し、オペレーション計画の承認前に現場検証することが定められている。

このように保護地域や樹種の法的制度は確立している。しかしながら、Cisneros and McBreen（2010）によると、ペルーでは 20 の自然保護地域が、先住民族が集団的に所有する土地とオーバーラップしていることが報告される。さらに、OSINFOR が 2014 年に実施した現場検査の結果、コンセッション・ホルダーが自然保護地域等の許可されていない森林で伐採するケースが確認された（OSINFOR, 2015）。

③環境配慮事項

森林管理基本計画やオペレーション計画等の策定ガイドラインは、分析・説明が必要な環境インパクトやその対策、予防、モニタリングについて指針を提供する。管理計画において、特に考慮されるべき環境配慮事項として、土壌保全、河川沿いの保護区の設定、森林の天然更新能力、生物多様性保全が挙げられる。

一方で、OSINFOR による伐採後の現場検査では、管理計画で示された環境配慮事項や対策が守られていないケースが報告される（OSINFOR, 2015）。また、管理計画を承認する前に現場検証が行われないことから、伐採前の森林の状況が不明であり、活動や対策を評価することが不可能である。

④安全衛生

安全衛生に関しては、労働における安全・衛生法（Ley de Seguridad y Saludo en el Trabajo）¹⁹及び関連規則²⁰によって定められ、労働省（Ministerio de Trabajo）、国家労働監査局（Superintendencia Nacional de Fiscalización Laboral: SUNAFIL スペイン語略称）及び衛生省（Ministerio de Saludo）が責任機関として法の遵守を監督する。労働者の安全と衛生の保障は企業の義務であり、20 人以上の労働者がいる場合には、労働委員会を設けることが定められる。労働省は毎年監査を行うものの、農・林・牧畜・漁業セクターへの監査は非常に限られている。ILO（2015）の報告によると、伐採現場における労働者の安全と衛生について行政の意識は低く、利用可能な情報やデータも限られている。

OSINFOR による検査は、オペレーション計画に基づいて伐採されたかどうかを確認するためであり、安全衛生や雇用については対象でない。ただし、製材所を設立するためには、州政府の許可が必要であり、処理能力、エネルギー、人員等について 2 年ごとに評価が行われる。

⑤合法的な雇用

雇用に関しては、労働の生産性と競争力に関する法（Ley de productividad u competitividad laboral）²¹、労働日数に関する法（Ley de Jornada de Trabajo）²²、及び最低賃金に関する法令 No.005-2016-TR²³が規定し、労働省が監督省庁である。

NEPCon（2017）の報告によると合法的な雇用に関するリスクは低い、これは企業

¹⁹ 労働における安全・衛生法（Ley de Seguridad y Saludo en el Trabajo）

http://www.munlima.gob.pe/images/descargas/Seguridad-Salud-en-el-Trabajo/Ley%2029783%20_%20Ley%20de%20Seguridad%20y%20Salud%20en%20el%20Trabajo.pdf

²⁰ 労働における安全・衛生法関連規則

http://www.mintra.gob.pe/LGT/ley_seguridad_salud_trabajo.pdf

²¹ 労働の生産性と競争力に関する法（Ley de productividad u competitividad laboral）

http://www.oas.org/juridico/pdfs/mesicic4_per_dec728.pdf

²² 労働日数に関する法（Ley de Jornada de Trabajo）：

[http://www2.congreso.gob.pe/sicr/cendocbib/con4_uibd.nsf/34CB632FA0BEB31E05257E2300593BE4/\\$FILE/1_DECRETO_SUPREMO_007_04_07_2002.pdf](http://www2.congreso.gob.pe/sicr/cendocbib/con4_uibd.nsf/34CB632FA0BEB31E05257E2300593BE4/$FILE/1_DECRETO_SUPREMO_007_04_07_2002.pdf)

²³ 最低賃金に関する法令 No.005-2016-TR：

<http://www.elperuano.com.pe/normaselperuano/2016/03/31/1361982-1.html>

が労働者を雇用する際に、両者が契約を結ぶことが法で定められており、税手続きに伴って SUNAT に報告するからである。一方で、林業は歴史的にインフォーマルなセクターであり、ILO (2015) の報告が示すよう、利用可能な情報やデータは限られている。EIA (2012) の報告によると、ペルーの伐採現場では、“habitación” と呼ばれる、利益を共有する一族（先住民族グループ）や日雇い労働者が雇用され、雇用者との力関係や労働環境の問題が指摘される。

（４）第三者の権利

①慣習的な権利

ペルーの憲法第 149 条によって、先住民族のテリトリーにおける意思決定の慣習的な権利の行使は認められており（NEPCon, 2017）、森林及び環境政策も先住民族の権利を明確に認めている（Piu and Menton, 2014）。

森林管理については、森林・野生動物法が、慣習的な権利と知識を尊重すると明確に示している。さらに同法第 50 条は、慣習的利用権を尊重し、先住民族や地域コミュニティによる販売を伴わない森林伐採については、伐採手数料を免除するとしている。

②FPIC（自由で事前の十分な情報に基づく同意）

ペルー政府は、国際労働機関で 1989 年に採択された原住民及び種族民条約（ILO Convention 169）を 1994 年に批准し、FPIC に関する国内法制度を構築してきた数少ない国の一つである。2005 年には、遠隔地に住む先住民族グループや未接触先住民族グループの保護に関する法を制定し²⁴、2011 年には FPIC 法²⁵、2012 年に FPIC 法規則²⁶を制定した。同法と規則は FPIC の権利を行使するためのルールとプロセスを定め、どのグループが先住民族として認識され FPIC が必要なのか、そして政府機関の責任を定める。

また、森林・野生動物法第 II-3 条には、同法が先住民族の FPIC 権を尊重することが明確に記され、自然保護地域法の規則第 43 条²⁷は、保護地域を設立する際の先住民族に対するコンサルテーションを定める。先住民族グループが所有する森林でグループ自ら、または外部者が森林を伐採するためには、先住民族グループの総会での意思決定が必要であり、議事録が事前のコンサルテーションを実施した証明となる。

国レベルで先住民族に対してコンサルテーションを実施する際には、AIDSESP（Association for the Development of the Peruvian Rainforest）と CONAP

²⁴ 先住民族グループや未接触先住民族グループの保護に関する法（Ley N° 28738 para la protección de pueblos indígenas u originarios en situación de aislamiento y en situación de contacto inicial）：
<http://www.acnur.org/t3/fileadmin/Documentos/BDL/2008/6757.pdf?view=1>

²⁵ FPIC 法（Ley del derecho a la consulta previa a los pueblos indígenas u orgánicos, reconocidos en Convenio 169 de la Organización Internacional del Trabajo (OIT)）：
<http://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/88881/101786/F114786124/PER88881.pdf>

²⁶ FPIC 法規則 <http://consultaprevia.cultura.gob.pe/wp-content/uploads/2014/11/Reglamento-de-la-Ley-N---29785-Decreto-Supremo-N---001-2012-MC.pdf>

²⁷ 自然保護地域法の規則（Decreto Supremo N° 038-2001-AG）：
<http://www.dar.org.pe/archivos/normasLegales/D.S-N-038-2001-AG.pdf>

(Federation of Peruvian Amazonian Nationalities) の 2 組織が含まれる場合が多い。これらの組織はペルー国内の主要な先住民族組織であり、90%の先住民族コミュニティがメンバーとして加わる (USAID, 2016)。

③先住民族の権利

FPIC 法第 7 条は、先住民族の定義を示す。2007 年に実施された人口調査によると、ペルー国民のうち約 400 万人が先住民族、または先住民族に由来すると推定されている (FAO, 2017)。

ペルーの森林及び環境政策は先住民族の権利を明確に認識する (Piu and Menton, 2014)。特に、森林・野生動物法の関連規則²⁸は、先住民族及び地域コミュニティによる森林管理に関して、彼らの権利や義務を明確に示している。同規則は、先住民族グループの集団的権利を保証し、森林資源へのアクセス、利用権と義務の他、森林意思決定メカニズムへの参加権を定める。先住民族がそのテリトリーの森林資源を伐採、販売するためには、Títulos habilitantes として認識され、規模に応じた森林管理計画を策定、州政府に承認される必要がある。

(5) 貿易と輸送

①樹種、量、品質の分類

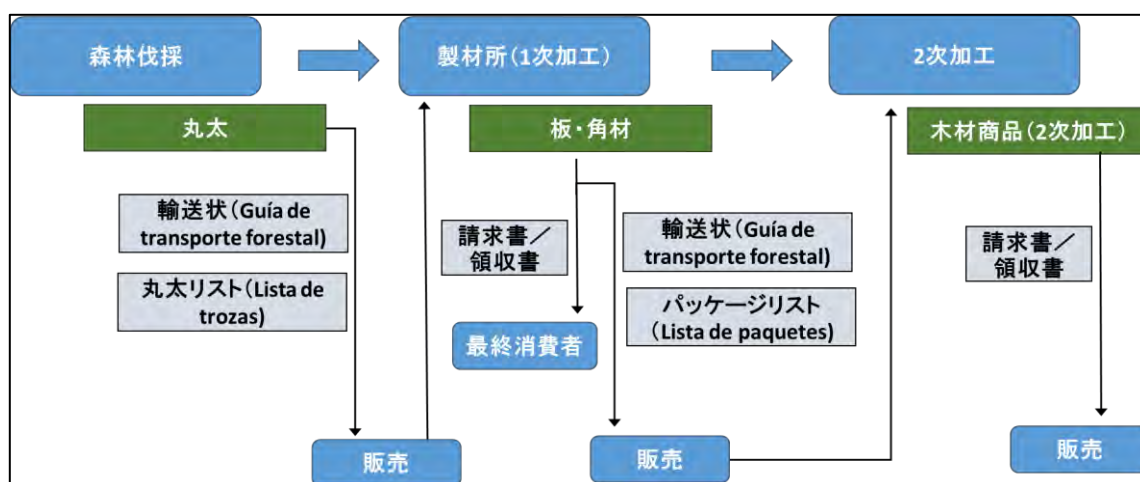
樹種、伐採量は、オペレーション計画で示される他、丸太や製材を輸送するための運送状と丸太リストに記載される。また、OSINFOR は伐採後に現場検証を行い、伐採された樹種と量がオペレーション計画に基づいているかどうか検査する。

樹種の記載は通称で行われることが一般的であるが、複数の樹種に対して同じ通称が使われる課題が指摘される (NEPCon, 2017)。

②貿易と輸送

木材の輸送・販売には、製品の段階（丸太や製材）によってそれぞれ輸送状 (Guía de transporte forestal : GTF) と製品リストまたは、販売の証拠となる請求書／領収書が必要となる (図 4.5.7)。なお、SERFOR や州政府森林・野生動物局の管轄範囲は、木材製品が 2 次加工場に輸送されるまでである。2 次加工場からは生産省 (Ministerio de la Producción) が管理する。

²⁸ 森林・野生動物法の関連規則：
<http://minagri.gob.pe/portal/download/pdf/marcolegal/normaslegales/decretossupremos/2015/ds21-2015-minagri.pdf>



出展：FSC Perú（2017a）に基づき作成

図 4.5.7 木材製品の輸送と必要な文書

輸送状（Guía de transporte forestal：GTF）は、木材製品（丸太または板・角材などの1次加工品）を伐採場所、または製材所（1次加工場）から目的地まで輸送するために必要な申告書（図 4.5.8）である。輸送状は、Título habilitante（コンセッション・ホルダーやプランテーション所有者）、または製材所等が、州政府森林・野生動物局または、SERFOR の森林・野生動物技術局に申請する。

輸送状は、3部（原本とコピー2部）発行される。原本は、製品と一緒に目的地まで運ばれ、木材輸送検閲所（Puesto de control）で確認されると証拠の押し印が押される。コピーのうち1部は検閲所で収集され、もう1部は申請者が保管する。検閲所は、州政府が管理し、SERFOR からの機材等の支援を受けて運営される。全国に約 160 箇所設置されるが、配置場所の戦略的効果及び、予算や人材不足等からその機能には課題が残る²⁹。

丸太を輸送する場合、輸送状はコンセッション・ホルダーや地域コミュニティ、登録された森林技師により申請される。丸太の輸送状には、Título habilitante、オペレーション計画の承認番号、伐採許可量、これまでに輸送された木材量、輸送可能な木材量が記載される。

木材製品の輸送状は、製品の所有者（Título habilitante や製材所等）に対して発行される。木材製品の輸送状申請には、製品の元になった丸太輸送状が必要（複数の丸太輸送状が使われる）である。木材製品の輸送状には、Título habilitante、オペレーション計画の承認番号、使われた丸太輸送状情報が含まれる。

このことから、論理的には木材製品輸送状から伐採現場までの追跡は可能である。しかしながら、1枚の木材輸送状に複数の丸太輸送状情報が記載されること、輸送状の情報が完全でない場合があること、また木材製品輸送状には丸太輸送状そのものは

²⁹ ロレート州ロレート県の検閲所は、1人体制であり、24時間監視が出来ない。ロレート州での木材輸送は河川輸送が主流であり、ボートのガソリン不足が問題となっている。また一人体制のため、違法な輸送を発見しても追跡することができない（聞き取り調査：森林監視コントロール・ロレート県ユニット、2017年8月15日）

添付されないことから、追跡調査や現場検査を実施することが困難となっている³⁰。
2017年8月に実施した聞き取り調査では、特に天然林施業において、輸送状やインベントリー、森林管理計画の虚偽情報やコピー文書の販売によって違法に伐採された丸太が書類上で合法化される問題が指摘された³¹。

輸送木材がプランテーションから伐採された外来樹種の場合には、Guía de remisiónと呼ばれる輸送状が使用される。Guía de remisión には、樹種とプランテーションの登録番号が記される。

図 4.5.8 輸送状（Guía de transporte forestal : GTF）
（IMAZA S.A コンセッション、ロレート州）

丸太リストは、丸太を輸送する際に必要であり、輸送される丸太の詳細情報である（図 4.5.9）。丸太リストには、樹種名（通称と学名）、樹木の個別番号、輸送量（m³）が記載される。製材所から板・角材等の木材製品が輸送される際には、製品の詳細を示したパッケージリストが必要となる。

³⁰ 聞き取り調査：OSINFOR（2017年9月14日）

³¹ 聞き取り調査：USAID（2017年8月10日）、EIA（2017年8月11日）、Camara Nacional Forestal（2017年8月14日）、WWF Peru（2017年8月17日）

INDUSTRIAL MADERERA
ZAPOTE S.A.
RUC Nº 20103979529
Av. La Marina Nº 844
LORETO - MAYNAS - PUNCHANA

(1) 16 Nº 000037

ESTADO DE TROZAS O CUARTONES A MOVILIZAR

Nº	ESPECIE		(2) Codificación	(3) Dimensiones			Volumen m³
	Nombre Científico	Nombre común o comercial		(4) d1	(5) d2	(6) L	
1	PARAGUANA	PARAGUANA	66-10-A3	0.56	0.55	5.40	1.366
2	PARAGUANA	PARAGUANA	66-10-A2	0.60	0.56	5.10	1.347
3	PARAGUANA	PARAGUANA	44-29-A2	0.49	0.45	5.90	1.024
4	PARAGUANA	PARAGUANA	44-57-A2	0.53	0.52	5.30	2.833
5	PARAGUANA	PARAGUANA	44-57-A3	0.52	0.54	3.10	2.532
6	PARAGUANA	PARAGUANA	66-01-A3	0.65	0.56	3.20	1.485
7	PARAGUANA	PARAGUANA	46-64-A2	0.65	0.58	6.80	2.670
8	PARAGUANA	PARAGUANA	50-51-A3	0.80	0.70	5.30	2.341
9	PARAGUANA	PARAGUANA	39-54-A1	0.65	0.74	5.00	1.897
10	PARAGUANA	PARAGUANA	47-86-A1	0.63	0.59	5.30	1.524
11	PARAGUANA	PARAGUANA	47-72-A2	0.50	0.45	6.60	1.710
12	PARAGUANA	PARAGUANA	47-54-A2	0.60	0.60	6.40	1.510
13	PARAGUANA	PARAGUANA	47-71-A2	0.45	0.42	4.90	0.88
14	PARAGUANA	PARAGUANA	47-19-A2	0.60	0.59	9.20	2.565
15	PARAGUANA	PARAGUANA	47-71-A3	0.42	0.43	4.10	0.71
16	PARAGUANA	PARAGUANA	47-70-A1	0.60	0.59	6.10	1.510
17	PARAGUANA	PARAGUANA	52-42-A3	0.60	0.60	6.60	1.510
18	PARAGUANA	PARAGUANA	57-42-A1-2	2.40	1.20	3.20	9.60
19	PARAGUANA	PARAGUANA	49-124-A2	0.55	0.44	6.70	2.341
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
170							
171							
172							
173							
174							
175							
176							
177							
178							
179							
180							
181							
182							
183							
184							
185							
186							
187							
188							
189							
190							
191							
192							
193							
194							
195							
196							
197							
198							
199							
200							
201							
202							
203							
204							
205							
206							
207							
208							
209							
210							
211							
212							
213							
214							
215							
216							
217							
218							
219							
220							
221							
222							
223							
224							
225							
22							

ればならない。

国家農業安全局 (Servicio Nacional de Sanidad Agraria: SENASA スペイン語略称) は、検疫証明書を発行する (図 4.5.10)。ただし、必要な検疫処置は、輸出先のルールに従う必要があり、事前に必要条件について確認し、申請書を提出する必要がある。

出展：FSC Perú (2017b)

図 4.5.10 検疫証明書フォーム

貿易の手続き及び支払いについては、MINCETUR がオンラインシステム (Ventanilla Única de Comercio Exterior: VUCE) ³²を導入した。VUCE を介した輸出入の手続き件数は年々増加している。

原産国証明 (Certificado de Origen) は、輸出製品がペルーで生産されたことを示す政府の発行する文書 (図 4.5.11) であり、VUCE を通じて申請できる (FSC Peru, 2017b)。

³² VUCE : <https://www.vuce.gob.pe/index.html>

1. Nombre y Dirección del Exportador:			Certificado No.:			
2. Nombre y Dirección del Productor, si es conocido:			CERTIFICADO DE ORIGEN Formulario para TLC Chile-Perú Emitido en: _____ (Ver instrucciones al reverso)			
3. Nombre y Dirección del Consignatario:						
4. Medio de transporte y ruta (hasta donde se conoce):			Solo para uso oficial:			
Fecha de Partida:			5. Observaciones:			
Baque/Vaca/Tron/Vehículo No.						
Punto de carga:						
Punto de descarga:						
6. Item del arancel (MEX 20)	7. Número y punto de partida de la mercancía	8. Código S.A. (Código a seis dígitos)	9. Criterio de Origen	10. Posición, cantidad (Unidad de Cantidad) o otra medida (Litros, m ³ , etc.)	11. Número y fecha de factura	12. Valor Facturado
13. Declaración del exportador: El abajo firmante declara por este medio que la información arriba indicada y declaración son correctas, que todas las mercancías tienen producción en: (País) y que cumplen con los requisitos de origen especificados en el TLC para las mercancías exportadas a: (País de importación). Lugar y fecha, firma del representante autorizado:			14. Certificación: Sobre la base del control efectuado, se certifica por este medio que la información aquí señalada es correcta y que las mercancías descritos cumplen con los requisitos de origen especificados en el TLC Chile-Perú. Lugar y fecha, firma y sello del funcionario autorizado territorial:			

出典 : FSC Perú (2017b)

図 4.5.11 原産国証明（Certificado de Origen）フォーム

輸出製品が木材彫刻や文化的要素を持つ場合には、文化省（Ministerio de Cultura）が発行する証明書（Certificado de Bienes con fines de exportación no pertenecientes al Patrimonio Cultural de la Nación）（図 4.5.12）が必要となる。同証明書は、文化的製品の違法取引を防止する目的で、文化遺産保護法（Ley General del Patrimonio Cultural de la Nación）³³にて規定される。

³³ 文化遺産保護法（Ley General del Patrimonio Cultural de la Nación）：
<http://www.cultura.gob.pe/sites/default/files/archivosadjuntos/2016/08/marcolegalokversiondigital.pdf>

